

概要版

第3次

北海道男女平等参画基本計画

～すべての人が個性と能力を発揮できる社会をめざして～



平成30年3月

北海道

計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入した中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会の構築が不可欠であり、社会全体で取り組む最重要課題となっています。

こうした中、平成 28 年 4 月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されるなど、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化への対応や、ワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、北海道における男女平等参画社会の実現に向けた施策を体系的に位置付ける「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」及び「北海道男女平等参画推進条例」に基づく基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画
- 「北海道総合計画」が示す施策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画
- 「持続可能な開発目標（SDGs）」^{*}の達成に資する基本計画

^{*} 「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」
2015 年 9 月に国連で採択された、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の開発目標。
17 のゴール（目標）とその下位目標である 169 のターゲットから構成。

計画の期間

概ね 10 年間（平成 30 年度～ 39 年度）。国内外の経済、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しについて検討します。

具体的な取組については 5 年間（平成 30 年度～ 34 年度）。

基本理念

- 男女の人権尊重
- 男女平等参画の推進への配慮
- 政策・方針決定における男女平等参画
- 家庭と職場、学校など、あらゆる場における活動の両立
- 国際社会の動向を踏まえた男女平等参画社会の推進

強調する視点

- 意識変革の推進
- 様々な分野における女性の活躍の促進
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進

第3次北海道男女平等参画基本計画体系図



基本方向1 男女平等参画の啓発の推進

固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重など男女平等観の形成を図るうえで効果的な啓発活動を行うとともに、青少年の健全育成の観点を重視した表現への配慮や、国際社会における理念や先進的な取組を参考にするなど、男女平等参画に向けた啓発を推進していきます。

施策の方向

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) メディア等における男女平等の理念への配慮
- (3) 国際交流・国際理解・国際協力の促進

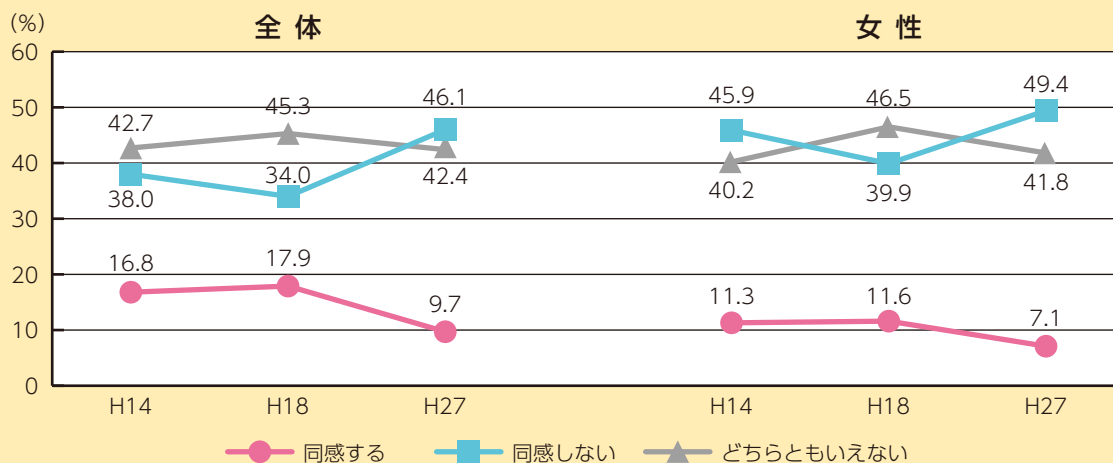
基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進

家庭、学校、社会などで行われる教育や学習は、人間形成において一人ひとりの自立とともに個人の生き方を尊重し、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育む上で、重要な役割を果たしていることから、男女平等の視点に立った教育を推進していきます。

施策の方向

- (1) 家庭における男女平等教育の推進
- (2) 学校における男女平等教育の推進
- (3) 社会における男女平等教育の推進

「男は仕事、女は家庭」という考え方（北海道）



資料出所：北海道総合政策部「道民意識調査」

基本方向1 女性活躍の気運醸成と見える化の推進

男女平等参画を推進する上で、根強く残る固定的性別役割分担意識の変革や女性の活躍支援が大きな課題であり、女性団体等による活動など各地で取り組まれている好事例を顕彰し、情報発信することなどにより、女性の感性や活力を地域づくりにつなげていきます。

施策の方向

- (1) 女性の活躍を応援するネットワークの構築
- (2) 地域で活躍する女性の「見える化」

基本方向2 働く場における女性の活躍促進

働きたいと希望する人が、性別にかかわらず、結婚や出産などのライフイベントにおいて、多様な働き方を選択できるような環境を整えていくとともに、政策方針決定の場に女性の参画を進めるなど女性の能力が十分発揮できるよう様々な取組を促進していきます。

施策の方向

- (1) 政策・方針決定への女性の参画拡大
- (2) 仕事と家庭生活が両立できる働き方改革
- (3) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- (4) 働きたい女性の就労・雇用継続支援
- (5) 女性の円滑な再就職の支援
- (6) 起業・多様な働き方支援
- (7) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備
- (8) 育児、介護の支援体制の充実
- (9) 相談業務の充実

基本方向3 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

本道の基幹産業である農林水産業において、女性は重要な役割を果たしていることから、女性の経営上の位置づけを明確化し、男性と共にあらゆる活動に参画することができる環境の整備を図ります。

施策の方向

- (1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

基本方向4 地域社会における男女平等参画の促進

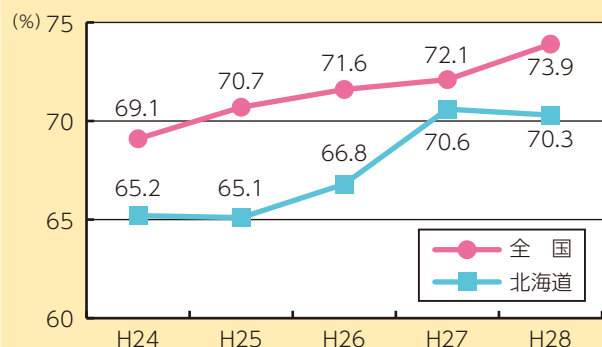
地域社会を豊かにするためにまちづくりやPTA、自治会などの多様な地域活動への男女平等参画を推進していきます。

また、災害時には男女のニーズの違いなどに配慮するなど、男女平等参画の視点から防災対策を推進していきます。

施策の方向

- (1) 地域活動の促進
- (2) 防災・災害復興における男女平等参画の促進

女性（25～34歳）の就業率



資料出所：総務省「労働力調査」

基本方向1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育、啓発活動を推進していくとともに被害者が相談しやすい体制の充実を図ります。

施策の方向

- (1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実

基本方向2 みんなが安心して暮らせる環境の整備

経済的に不安定な状況に陥りやすいひとり親家庭などについて、貧困からくる子どもへの悪影響の連鎖を断つためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していきます。

また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、高齢者や介護する家族を支援していきます。

施策の方向

- (1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援
- (2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

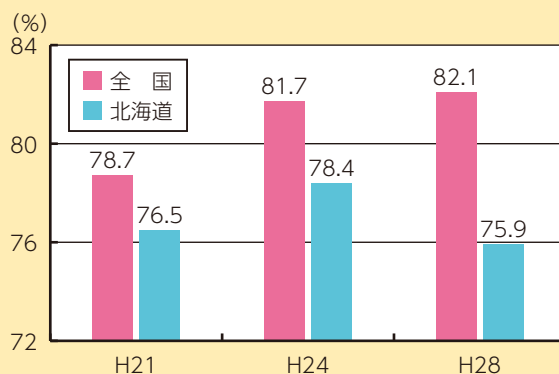
基本方向3 生涯にわたる健康づくりの推進

男女が共に人生を生き生きと、生涯にわたり自立し、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりが必要です。特に女性は妊娠、出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があることから、妊娠から出産まで一貫した医療サービスが受けられるよう推進していきます。

施策の方向

- (1) 生涯を通じた健康支援の推進
- (2) 妊娠、出産等に関する健康支援

配偶者からの暴力（DV）の周知度



資料出所：内閣府「男女共同参画世論調査」

計画推進の指標項目

基本 目標	No	項 目	現 状		目 標		
			現況値	年度 (H:年度 h:暦年)	目標値	年度 (H:年度 h:暦年)	
目標 Ⅰ	1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に 同感しない人の割合	46.1%	H27	60.0%	H34	
	2	生涯学習の成果を活用している住民の割合	58.6%	H28	80.0%	H37	
目 標 Ⅱ	3	道の審議会等における女性委員の登用率	37.4%	H29.4.1	40.0%	H34	
	4	道（知事部局等）の本庁課長級以上の職に 占める女性職員の割合	6.3%	H29.4.1	8.0%	H31	
	5	道（知事部局等）の男性職員の 育児休業取得率	2.7%	H28	10.0%	H36	
	6	育児休業取得率	男性	2.5%	H28	13.0%	H37
			女性	82.5%	H28	90.0%	H37
	7	年間総労働時間（フルタイム労働者）	2,023 時間	h28	1,922 時間	h37	
	8	女性（25～34歳）の就業率	70.3%	h28	全国平均値 以上	h31	
	9	ファミリー・サポート・センターの設置市町村	59 市町村	H28	76 市町村	H31	
	10	地域子育て支援拠点事業の実施数	385 箇所	H28	398 箇所	H31	
	11	放課後児童クラブ設置数	1,022 箇所	H28	1,016 箇所	H31	
	12	保育所待機児童数	65 人	H28	待機児童 ゼロ	H29 ※	
	13	延長保育実施数	764 箇所	H28	856 箇所	H31	
	14	夜間保育の実施数	7 箇所	H28	10 箇所	H31	
	15	休日保育の実施数	29 箇所	H28	55 箇所	H31	
	16	子育て短期支援実施市町村	39 市町村	H28	47 市町村	H31	
	17	農業士の女性認定数	53 人	H29.3.31	100 人	H39	
	18	主業農家に対する家族経営協定の締結割合	23.3%	H28.3.31	33.0%	H39	
	目 標 Ⅲ	19	配偶者等からの暴力（DV）の周知度	75.9%	H28.9	90.0%	H34
20		ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	76.5%	H24	78.0%	H31	
21		ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	89.8%	H24	91.0%	H31	
22		健康寿命	男性	71.11 歳 (25 位)	h25	都道府県順 位の 10 ラン クアップ以 上をめざし、 健康寿命を 延伸させる。	h37
			女性	74.39 歳 (26 位)	h25		h37
23		本道の成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	58.9%	H28	65.0%	H37	
24		子宮頸がん検診、乳がん検診 受診率	子宮頸がん	33.3%	H28	50.0%以上	H35
	乳がん		31.2%	H28	50.0%以上	H35	
25	小児二次救急医療体制が確保されている 第二次医療圏数（医療圏）	20 圏数	H28	21 圏数	H35		

※平成 29 年度に目標を達成し、以降それを維持することをめざす。

計画の総合的な推進

1 道における推進体制

- 男女平等参画に関する庁内連絡会議により、知事部局、教育委員会、警察本部が密接に連携・協力して、施策の専門的、かつ、効果的な推進を図ります。
- 「道立女性プラザ」を男女平等参画の拠点施設として関係団体との連携や相談機能の充実など体制の整備に努めるとともに、事業の効果的な展開を図ります。

2 国との連携等

- 情報の収集や交換を行うなど国との連携を図り、国に対し、それぞれの分野での法、制度などの整備や充実について要請していきます。

3 市町村推進体制への支援

- 道は市町村の施策が効果的に展開されるよう、情報交換、広報・啓発などについて連携を図り、市町村の条例、計画の策定や取組に対して、支援、協力を努めます。

4 道民、関係団体等との連携

- 男女平等参画関係団体に対し、情報の収集・提供やニーズなどの把握を行い、施策の反映に努めます。
- 配偶者からの暴力の被害者を支援するため連絡会議を設置するなど、関係機関・団体との連携・協力を進めます。

5 計画の推進管理

- 計画で掲げる目標の達成に向け、施策を効果的に推進するため、北海道の男女平等参画の現状や問題点について把握に努めるなど、定期的な実施点検を行います。

平成 30 年 3 月

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室

〒 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-204-5217 FAX 011-232-4820

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/index.htm>